

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社Cに雇用され、トラック運転手として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、トラック荷台の上で荷物を整理中、後ずさりした際に右足を踏み外し、約90cm下のコンクリート面に転落し、負傷した。

請求人は、負傷当日、D医院に受診し「左第4中手骨々折、左肘関節打撲、頸椎捻挫、骨盤打撲」と診断され、転医先のEリハビリテーションセンターでは「頸椎椎間板ヘルニア、頸椎捻挫、頸椎神経根炎、慢性疼痛、神経障害性疼痛、左手中手骨骨折、左手関節捻挫」と診断され、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するものと認め、同等級に応する障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

請求人は、再審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

平成〇年〇月〇日、頸椎前方固定術をした際、腸骨から固定術に使う骨を採取した。採取した際、腸骨に人工骨を入れて埋めているが、明らかな変形が認められるため、骨盤骨に変形を残すもの（12級5号）を認め、併合して障害等級7級の裁決を求める。

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第8級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）F医師作成の障害補償給付請求書裏面の診断書及び保険給付実地調査復命書に記載されている測定結果によれば、請求人の頸部の屈曲・伸展の可動域角度は、参考可動域角度の2分の1以下に制限されていることが認められる。したがって、当審査会としても、請求人に残存するせき柱の運動障害の程度は、障害等級第8級の2「せき柱に運動障害を残すもの」に該当するものと判断する。

なお、請求人が主張する頸部から左上肢にかけての痺れ及び疼痛については、上記せき柱の運動障害に派生して生じたものと認められる。

（2）請求人は、請求人の右腸骨の手術痕に変形障害が認められる旨主張しているところ、当審査会において、監督署長から提出のあった上記写真により改めて確認するも、請求人の右腸骨の手術痕について陥没等の明らかな変形を認めることはできなかった。この点、G医師も、上記意見書において、「裸体で観察すれば、採骨手術による瘢痕とその拘縮、収縮による皮膚の変形は認められる。しかし、採骨は骨盤としての機能を損なわない部位で行われており、骨盤輪そのものの変形をきたしてはいないので、当該人の骨盤骨には裸体になったとき

に明らかに判る変形は認められない。したがって、障害等級認定必携に定めるところの『骨盤骨に著しい変形障害を残すもの』には該当しない。」と述べている。したがって、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のウの(イ)に説示するとおり、請求人には、「頸椎前方固定術による腸骨採取・骨盤骨に変形を残すもの」に該当する障害は認められないものと判断する。

(3) 請求人は、手術痕について醜状障害が残存しているとも主張しているが、当審査会としても、決定書理由第2の(2)のエのとおり、同障害として評価することはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第8級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。